

様式第 1

意見書

平成18年8月17日

電気通信事業紛争処理委員会事務局 御中

郵便番号 150-0011  
(ふりがな) とうきょうとしぶやくひがし  
住所 東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル 4F  
(ふりがな) もばいる・こんてんつ・ふぉーらむ  
氏名 モバイル・コンテンツ・フォーラム  
座長 東邦 仁虎  
メールアドレス info@mcf.to  
電話番号 03-5468-5091  
(連絡先: モバイル・コンテンツ・フォーラム事務局)

『電気通信事業における紛争処理等の将来像』(案)に関して、別紙のとおり意見を提出します。

## 『電気通信事業における紛争処理等の将来像』(案)に関する意見

この度は、意見提出の機会をいただき感謝申し上げます。以下のように意見を提出させていただきますので、よろしくご査収の上ご検討いただきますようお願い申し上げます。

頁	段落	意見
6	5	<p>【委員会案】</p> <p>この流れの中で、IP技術が様々なネットワークやサービスで利用される共通的な技術となり、その結果、電気通信事業者が提供する物理網・端末等からISP、コンテンツ・アプリケーションに至る複数のレイヤー(事業領域)を縦断する垂直的な統合や連携の幅が一層拡大することが予想される。さらに、FMC(Fixed-Mobile Convergence)と呼ばれる固定・移動のサービス融合等が進展することを通じ、レイヤー内の横断的な統合や連携も促進されることが予想される。</p> <p>【意見】</p> <p>委員会のIP化の流れを受けた電気通信事業における基本認識に賛同する。特に、レイヤーを縦断するモデルが今後、大きな問題となるという認識は重要であり、これまで電気通信事業者間の紛争を対象としてきた委員会の将来像にレイヤー間の紛争処理機能を追加する必要となる環境が出現することが明示されたことは大きな意味があると考えられる。</p>
17	18	<p>【委員会案】</p> <p>こうしたアライアンスが形成されている場合においても、当該アライアンスの内外にかかわらず、例えば、電気通信回線設備を有する電気通信事業者は、他の電気通信事業者から接続請求を受けたときは、電気通信事業法により原則的にこれに応じる義務がある。また、指定電気通信設備を有する電気通信事業者は、自らの設備に他の事業者が接続する場合の条件を約款としてあらかじめ作成し、公表する必要がある</p>
18	15	<p>【委員会案】</p> <p>なお、コンテンツを販売する事業者とその配信を行う電気通信事業者の間で紛争が発生するなど、紛争当事者が電気通信事業者以外となる場合も想定されるが、こうした場合についても迅速・円滑な紛争処理の要請に応えていくことについて検討を行っていくことが考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>前段の電気通信事業の環境変化にあわせて、紛争の対象としてコンテンツを販売する事業者(コンテンツ・アプリケーションレイヤー)と電気通信事業者(プラットフォームレイヤー、通信サービスレイヤー)間の紛争を扱うように委員会の制度を変更することが必要である。</p> <p>その場合、弱い立場のコンテンツ販売事業者が積極的に委員会機能を利用しやすいように、匿名性を許諾した申請等の制度も検討すべきである。</p> <p>一方で、レイヤー間の紛争については、個別事業者間だけの問題ではなくコンテンツ・アプリケーションレイヤーに参加する業界全体に影響を与えるため、通信事業者とコンテンツ・アプリケーション事業者代表との交渉を想定した制度設計が必要であると考えられる。例えば、アライアンス等によりクローズなプラットフォーム環境をオープンな環境に移行する場合、通信事業者の構築コストを適正なプラットフォーム利用料を設定するという方法により公平でオープンな競争環境を実現するというスキームが想定される。このような適正なプラットフォーム利用料を交渉する場として紛争処理委員会の機能が必要となると考えられる。</p>

